

平成20年8月29日



## 平成20年8月28日からの愛知県における大雨災害に係る 被災中小企業者対策について

上記災害の発生につき、経済産業省は、愛知県での災害救助法の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として以下の措置を講ずることとしました。

### 1. 特別相談窓口の設置

愛知県の政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業基盤整備機構中部支部及び中部経済産業局に特別相談窓口を設置します。

### 2. 災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象に、愛知県の政府系中小企業金融機関が運転資金又は設備資金を一般貸付とは別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用します（参考資料 参照）。

### 3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

愛知県の政府系中小企業金融機関及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応します。

### 4. 小規模企業共済災害時即日貸付の適用

今般の災害により被害を受けた愛知県の災害救助法適用地域の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時即日貸付を適用します（参考資料 参照）。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁経営安定対策室長 奈須野

担当者：伊藤補佐、野田係長

電話：03-3501-1511（内線 5251）

03-3501-2698（直通）

# 〔災害復旧貸付の概要〕

(参考資料)

## 【対象者】

災害により被害を被った中小企業者

## 【金利】

中小企業金融公庫 基準金利(平成20年8月29日現在、2.25%)  
国民生活金融公庫 基準金利(同、2.45%)  
商工組合中央金庫 所定の利率(同、2.25%)

## 【貸付限度額】

別枠で、

中小企業金融公庫 1.5億円  
国民生活金融公庫 3千万円  
商工組合中央金庫 必要に応じ一般枠を超える額

(参考)

一般貸付の貸付限度額(直接貸付)  
(中公)4.8億円  
(国金)4千8百万円  
(商工)組合 200億円 組合員 20億円

## 【貸付期間】

中小企業金融公庫 設備資金、運転資金とも10年以内  
(据置2年以内)  
国民生活金融公庫 設備資金、運転資金とも10年以内  
(据置2年以内)  
商工組合中央金庫 設備資金 20年以内(据置3年以内)  
運転資金 10年以内(据置3年以内)

+

一般貸付の貸付期間(直接貸付)  
(中公)設備資金10年以内(据置1年以内)  
運転資金 5年以内(据置1年以内)  
(国金)設備資金10年以内(据置2年以内)  
運転資金 5年以内(据置6ヶ月以内)  
(商工)設備資金15年以内(据置2年以内)  
運転資金10年以内(据置2年以内)

## 【担保特例】

中小企業金融公庫

- ・1億2千万円を上限として、貸付額の75%まで担保免除特例あり。(担保免除部分について、金利上乗せなし。)
- ・一定の条件を満たす場合、8千万円を上限として、無担保特例あり。(無担保部分について、金利上乗せあり。)
- ・激甚災害等の場合は、さらに3千万円を上限として、無担保特例あり。(金利上乗せなし。)

国民生活金融公庫

直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

商工組合中央金庫

8千万円を上限として、貸付額の50%(激甚災害等の場合は75%、また激甚災害等で特に被害の著しい者は貸付額の75%又は3千万円のいずれか多い金額)まで担保免除特例あり。

## 小規模企業共済災害時貸付の概要

### 1 . 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の事業所。以下同じ。）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又は主要な資産（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の事業所又は主要な資産。以下同じ。）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の売上高。以下同じ。）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

### 2 . 貸付条件

- (1) 貸付限度額：原則として掛金総額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- (2) 貸付利率：年0.9%（平成20年8月29日現在）
- (3) 貸付期間：貸付金額500万円以下36ヵ月  
505万円以上60ヵ月
- (4) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- (5) 担保、保証人：不要
- (6) 借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

### 3 . その他

罹災証明等の書類が整っていれば、原則、即日融資が可能。